

< 別添 >

検 査 項 目 一 覧

1 定期健康診断 及び 特定業務従事者健康診断

※「労働安全衛生法」第66条及び「労働安全衛生規則」第44条の規定に基づく定期健康診断として実施するもの。

「労働安全衛生規則」第45条の規定に基づく特定業務従事者(深夜業・放射線等有害業務従事者)

健康診断として実施するもの。

「高齢者の医療の確保に関する法律」第20条の規定に基づく特定健康診査を兼ねます。

※各検査項目(胸部X線検査を除く)の受診予定者数には、特定業務従事者健康診断対象者を含みます。

検査項目(計算項目を含む)		35歳未満	35歳以上	受診予定者 第1回目	受診予定者 第2回目	年間受診 予定者数※
問診	既往歴・喫煙歴・ 服薬歴など	○	○	460	440	900
身体測定	身長、体重、腹囲、視力、 BMI	○	○			
内科診察		○	○			
血圧測定	血圧	○	○			
尿検査	糖、蛋白、潜血、 ウロビリノーゲン	○	○			
聴力検査	オーゾメータ 1000Hz・4000Hz	○	○			
心電図検査	安静時12誘導	●	○	330	260	590
血液検査	赤血球数、白血球数、血色素量、ヘマトクリット、血小板数、GOT、GPT、γ-GTP、総コレステロール、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、血糖、ヘモグロビンA1c、クレアチニン、e-GFR、尿酸、アミラーゼ	●	○	460	440	900
胸部X線検査		○	○	460	440	900

2 その他の健康診断及び検診

※ 1と併せて実施する。

検査項目		対象者		受診予定者 第1回目	受診予定者 第2回目	年間受診 予定者数※
前立腺がん 検診	腫瘍マーカー (PSA血液検査)	△	※50歳以上の 男性の 希望者	25	0	25
B型肝炎検査	HBs抗原・抗体検査	△	※B型肝炎に 感染の可能性が 高い職員の うち希望者	280	0	280
C型肝炎検査	HCV抗体検査	△	※C型肝炎に 感染の可能性が 高い職員のうち 30歳以上の希望者	90	0	90
感染症(麻疹・ 風疹・ムンプス・ 水痘)の抗体検査		△	※新規採用職員及 び転入者	90	0	90
Tスポット検査		△	※新規採用職員及 び転入者	90	0	90
特殊検診 (電離放射線業務 従事者)		△	※放射線業務 従事者	110	110	220
特殊検診 (有機溶剤取扱業 務従事者)	尿中メチル馬尿酸 ・尿中蛋白の測定	△	※有機溶剤 (キシレン) 業務従事者	5	5	10

凡 例

○	必須検査項目
●	産業医の判断により省略可能な検査項目 (受診者の希望による検査項目)
△	特定の職員のうち 受診者の希望による検査項目

※受診予定者数は、見込みのため実際の受診者数を確約するものではありません。
健康診断受診対象者は、事業の執行状況により変更されることがあります。